

コロナ新時代における行動ガイドライン（新しい生活様式として）

第1版 2021.3.26
第2版 2021.6.8
第3版 2021.7.19
第4版 2021.9.10
第5版 2022.2.3
第6版 2022.3.25
第7版 2022.4.19
第8版 2022.5.19
第9版 2022.6.2
第10版 2023.4.1

コロナ新時代における行動ガイドライン（新しい生活様式として）

松山東雲女子大学
松山東雲短期大学

このたび、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更」に伴い、2023年3月13日からマスク着用の考え方が見直され、4月1日以降の教育研究活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることが発表されました。また、5月8日からは5類感染症に位置づけられることに伴い、本学におけるコロナ対策ガイドラインの内容を抜本的に見直しました。

本学では引き続き、学生・教職員が安心して教育活動を行うことができる安全なキャンパスを維持するために、本ガイドラインを定めます。なお、状況の変化により随時見直しをおこないます。各自で必ず最新の感染情報に留意してください。本学の対応に変更がある場合は、その都度、ホームページやGmailでご案内しますので、こまめに確認してください。本学の学生として自覚ある行動に努めてください。

1. 基本的な感染対策について

基本的な感染対策「5つの基本」

(1) 体調不安や症状がある時は、自宅療養や医療機関の受診

(2) その場に応じたマスク着用や、咳エチケット

通学等で混雑した電車やバスを利用する場合や、学修活動等においてマスクの着用が推奨される場面においては着用するなど、その場に応じたマスクの着用をおこなうこと。また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットをおこなうこと。

(3) 3密（密閉・密集・密接）の回避や換気

引き続き「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、効果的な「換気」を実施すること。

(4) 手洗い

手洗い等の手指衛生につとめること。各教室の出入口に消毒を設置しているので、活用すること。

(5) 適度な運動と食事

2. マスク着用の考え方について

(1) マスクを着用するかどうかは個人の判断となります

大学での教育活動の実施にあたっては、マスク着用を求めないことを基本としますが、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱く方は、引き続きマスクを着用するなど、マスクの着用に関しては、個人で判断をしてください。なお、授業によっては（グループワーク・歌唱等）、必要に応じてマスクの着用を推奨します。詳細は、授業科目担当者の指示に従ってください。

(2) 授業時における教員のマスク着用について

授業時における教員のマスク着用については、5月7日まで（5類感染症移行前）は着用することとしますが、5月8日から（5類感染症移行後）は、教員個人の判断となります。

(3) 感染が大きく拡大している場合

感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を呼びかけることがあります。本学の対応に変更がある場合は、その都度、ホームページや Gmail でご案内しますので、こまめに確認してください。

3. 授業について（教務課）

◆座席について

座席は、昨年度同様、コロナ対応座席での授業実施とします。

各教室に着席可能な席が掲示されており、授業は原則座席指定となります。

- ・履修者が座席数よりも多い場合は、感染防止対策を徹底した上で座席配置を変更する場合があります。
- ・座席について不安な場合は、授業科目担当者へ申し出てください。
- ・座席指定が難しい科目の場合は、授業科目担当者がどこに着席したか把握するようにしています。

◆消毒について

消毒用のアルコールを各教室の出入口に設置していますので、手指消毒等に活用してください。

また、昨年度まで実施しておりました、授業終了後の机・椅子等へのアルコール拭き取り消毒は不要です。ただし、飛沫等が机・椅子等へ付いた場合は、各教室の出入口設置のアルコールを使って消毒を行ってください。

◆2023年5月7日まで（5類感染症移行前）の対応について

(1) 欠席の取扱いについて

- ・学校保健安全法に基づく学校感染症(新型コロナウイルス感染症と診断された場合も含む)、および濃厚接触者と特定された場合等、新型コロナウイルス感染に関連する欠席については、「公欠席」とします。欠席の取扱いおよび手続き書類については、「新型コロナウイルス感染に関連する欠席の取扱いおよび手続き書類について」を確認してください。

(2) 自宅待機期間中の代替措置について

- ・新型コロナウイルスの濃厚接触者となり自宅待機となる場合は、無症状の場合に限って、自宅待機が成績評価の面で不利とならないよう、授業科目担当者に遠隔授業の実施を依頼することができます。ただし、授業形態や授業内容によっては遠隔授業が実施できない科目もありますので、授業科目担当者に相談してください。
- ・自宅待機期間中に受講する遠隔授業が「面接授業に相当する教育効果を有する」と授業科目担当者が認めた場合は、出席として扱います。なお、その場合の遠隔授業の形態は、同時双方向型（オンタイム）を原則としますが、これ以外の授業形態も授業科目担当者の裁量により可能です。
- ・新型コロナウイルスの陽性者となり自宅待機となる場合は、本代替措置の対象外です。あくまで濃厚接触者で無症状者が対象です。陽性者は症状有無に関わらず、自宅待機中は療養へ専念してください。

(3) 感染または感染の疑い等がある場合の対応について

- ・体調不良で授業を欠席する場合
風邪症状（発熱、咳、のどの痛みなど）や、普段と違う症状（だるさ、息苦しさ、下痢、嗅覚・味覚異常など）がある場合は、授業開始前までに教務課まで連絡してください。連絡方法は、学生用ホームページ内『新型コロナウイルス感染症関係』のGoogleフォームにて、連絡してください。その後の流れについては「体調不良時の連絡・受診フローチャート」を確認してください。
※ 事前にGoogleフォームに連絡されていない場合は、公欠席は認められません。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された、濃厚接触者と特定された場合
速やかに学生用ホームページ内『新型コロナウイルス感染症関係』のGoogleフォームから送信し、アドバイザーと今後の対応について相談してください。

◆2023年5月8日から（5類感染症移行後）の対応について

(1) 欠席の取扱いについて

- ・学校保健安全法に基づく学校感染症(新型コロナウイルス感染症と診断された場合も含む)による出席停止期間については「公欠席」とします。手続き書類については、履修要覧「公欠席事由及び適用条件内、学校保健安全法に基づく学校感染症」を確認してください。

① 濃厚接触者の取扱い

5月8日からの5類感染症移行後は、濃厚接触者の自粛要請は無くなります。
濃厚接触者であっても大学への登学が可能となり、公欠席の対象にはなりません。

② 風邪症状者の取扱い

従来は、風邪症状や普段と違う症状等、感染の可能性がある場合への対応として、授業開始前までに教務課まで連絡し、病院受診することを条件に、症状が出た初日のみを公欠席の対象としていましたが、5月8日からの5類感染症移行後は実施しません。

(2) 自宅待機期間中の代替措置について

- 5月8日からの5類感染症移行後は、濃厚接触者の自粛要請が無くなり、自宅待機がなくなることから、従来実施していた、自宅待機期間中の遠隔授業等の代替措置は終了とします。また、陽性者の出席停止期間についても、療養に専念するための期間とし、代替措置の対象外となります。

(3) ワクチン接種の取扱いについて

- 5月8日からの5類感染症移行後は、ワクチン接種に伴う特別措置（ワクチン接種日と授業日が重なった場合への措置・接種後副反応への措置等）は終了とします。5月8日以降の本件に伴う欠席は、通常欠席となります。

4. 大学施設の利用について

(1) 食事について

- 食事は、原則としてピアホール・学生ホールを利用してください。ピアホール・学生ホールが満席となった場合は、飲食可能な以下の教室を利用してください。
飲食可能な教室： 保育科：D-3-1 現代ビジネス学科：B-2-3,B-2-4 食物栄養学科：D-5-1
子ども専攻：本-3-11 心理福祉専攻：本-4-4,本-4-5
食事中の会話を控えてください。食後、必ず各自で机を清潔に掃除してください。

(2) 図書館について

- 感染状況によっては、開館時間の変更や、閉館する場合があります。詳細については図書館ホームページで確認してください。

5. クラブ・サークル・ボランティア活動について (学生支援課)

(1) 競技連盟等のガイドラインの遵守

- 競技連盟等によりそれぞれの競技・活動内容の特性に合わせたガイドラインが作成されています。本学が定めた以下の注意、遵守事項を守りつつ、該当する競技のガイドラインを遵守してください。
「スポーツ庁：<https://www.mext.go.jp/sports/index.htm>」
「公益財団法人日本スポーツ協会：<https://www.japan-sports.or.jp/>」

(2) 活動時間

- 感染状況を確認しながら、状況の変化に応じて変更する場合は、改めて各クラブのキャプテン・顧問にGmailにてご案内します。許可された時間内で活動を行ってください。

(3) 活動を許可された場合に伴う注意、遵守事項

※身体接触を伴う活動等は、注意して実施。

- ①活動をする前に必ず「活動予定」を学生支援課に提出し、学生支援部の活動許可を得てから練習してください。
- ②活動開始時に、指導者（監督、コーチ）もしくはキャプテンが必ず部員の体調確認をしてください。
 - ・活動開始前、活動参加者は必ず体温を測ってください。
 - ・風邪症状（発熱、咳、のどの痛みなど）や、普段と違う症状（だるさ、息苦しさ、下痢、嗅覚・味覚異常など）がある場合は、活動を自粛してください。
- ③活動時は、大声での発声を控えてください。
- ④感染拡大防止のため、活動中及び活動後集団での飲食（外食を含む）を控えてください。
※活動内容によって、事前に学生支援部長に許可された場合は、この限りではない。
- ⑤活動後は清掃及び器具等の除菌を行ってください。

- ⑥清掃作業終了後は、速やかに解散してください。
- ⑦「実施報告書」の提出については、学生支援課より改めて各クラブのキャプテン・顧問に Gmail にてご案内します。案内の通りに提出してください。

(4) 県外での対外試合や大会への参加、発表会、ボランティア活動について

- ①練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、訪問先の感染状況等を勘案の上、厳選して実施
- ②公式大会等については、主催者が定めるルールや制限を遵守した上で参加

○問い合わせ先

松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 代表電話番号 089-931-6211 (平日 8:40~17:50)

以上